

登園許可証明書

干潟町中央保育園長 様

証明日 令和 年 月 日

組 氏名

医療機関名

医師名

印

上の児童については、下記の疾患で療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない（症状が安定した）と判断したので、登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登園可

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準（厚生労働省、保育園における感染性ガイドラインによる） ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘症・帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで（ジュクジュクしていないこと）
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス感染症）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、 パラチフス	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
	感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れるようになるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	その他の感染症（	）

※ 保育園生活での注意事項

（

※「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき作成